

岩手県教育委員会が行う政策等の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県教育委員会

委員長 箱 崎 安 弘

岩手県教育委員会規則第 9 号

岩手県教育委員会が行う政策等の評価に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会が行う政策等の評価に関する規則（平成 15 年岩手県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(政策評価の時期) 第 2 条 政策評価は、毎年度、 <u>7 月末日</u> までに行うものとする。	(政策評価の時期) 第 2 条 政策評価は、毎年度、 <u>11 月末日</u> までに行うものとする。
(事務事業評価の時期) 第 6 条 事務事業評価は、毎年度、 <u>10 月末日</u> までに行うものとする。	(事務事業評価の時期) 第 6 条 事務事業評価は、毎年度、 <u>11 月末日</u> までに行うものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。